

公文書部分公開決定通知書

神南（尼管）第1190号  
令和6年9月13日

孝岡 知子 様

兵庫県知事 印



令和6年8月30日付けの公開請求については、情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することを決定したので通知します。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に兵庫県知事に対して審査請求をすること、及び6月以内に裁判所に対して兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

公文書の件名	南芦屋浜南護岸に係る協議録（令和6年6月21日） 南芦屋浜南護岸等に係る協議録（令和6年7月19日）
公文書を公開する日時	別途協議します。
公文書を公開する場所	別途協議します。
公開しない部分及び公開しないこととする理由	<p>（公開しない部分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議の出席者及び出席者が類推される事項</li> <li>・ 涼風町住民の居住区及び氏名</li> <li>・ 10ブロック会会長の氏名</li> </ul> <p>（公開しないこととする理由）</p> <p>情報公開条例第6条第1号該当 （個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの。）</p> <p>（公開しない部分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人に関する情報</li> </ul> <p>（公開しないこととする理由）</p> <p>情報公開条例第6条第6号該当 （県が行う事務のうち、公にすることにより、当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼす恐れのある情報。）</p>
公開しない部分について、その理由が消滅する期日等	
事務担当課等	阪神南県民センター 尼崎港管理事務所 業務管理課 電話（06）6412 - 1362番
備考	

注1 「公文書を公開する日時」の欄に記載した日時に御都合が悪い場合は、あらかじめ事務担当課等へ御連絡ください。

2 「公開しない部分について、その理由が消滅する期日等」の欄は、公開請求のあった公文書の公開しない部分について、その理由が消滅する期日等をあらかじめ明示することができる場合に記載しています。

3 公開の実施に当たっては、事前に、別紙公開方法等申出書（様式第10号）を提出してください。